

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

平成28年10月1日

No.53

法令名	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
根拠条項	第12条
処分の概要	特定建築物所有者等への改善命令等
法令の定め	<p>◎第12条 都道府県知事は、厚生労働省令で定める場合において、特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行われておらず、かつ、特定建築物内における人の健康をそこない、又はそこなうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権限を有するものに対し、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該事態がなくなるまでの間、当該特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>◎施行規則第22条 法第12条の厚生労働省令で定める場合は、法第11条第1項の規定による権限を行使した場合とする。</p> <p>◎第11条 第1項 都道府県知事は、厚生労働省令で定める場合において、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、特定建築物に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件若しくはその維持管理の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならない。 第2項第9条の12第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 ※ 厚生労働省令記載省略</p> <p>◎施行細則第9条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 第1号～第3号 記載省略 第4号 法第12条の規定による必要な措置の命令並びに使用の停止及び制限に関すること 第5号～第7号 記載省略</p>
処分基準	上記法令の規定による。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

平成28年10月1日

No.54

法令名	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
根拠条項	第12条の4
処分の概要	登録営業所の登録の取消し
法令の定め	<p>◎第12条の4 都道府県知事は、登録営業所が、第12条の2第2項の基準に適合しなくなったときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>◎第12条の2 第1項 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。 第1号 建築物における清掃を行う事業 第2号～第8号 記載省略 第2項 都道府県知事は、前項の登録の申請があった場合において、その申請に係る営業所のその登録に係る事業を行うための機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項が厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。 第3項～第5項 記載省略</p> <p>◎施行規則第25条 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第1号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。 第1号 次の機械器具を有すること。 イ 真空掃除機 ロ 床みがき機 第2号 清掃作業の監督を行う者が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第62条第1項に規定する技能検定であってビルクリーニングの職種に係るものに合格した者又は免状の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものであること。 イ 厚生労働大臣が指定する清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者 ロ イの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣が指定する清掃作業の監督を行う者のための再講習の過程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの 第3号 清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。 イ 清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。 ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 ハ その内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。 第4号 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。 （法第12条の2第1項第2号～第8号に定める事業の登録基準については省略。）</p>

処 分 基 準	上記法令の規定による。
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm